那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和元年9月19日 (木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 君嶋 寿男 副議長 古川 洋一

議員 小泉 周司 議員 小池 正夫

議員石川義光議員關守

議員 冨山 豪 議員 花島 進

議員 筒井かよ子 議員 寺門 厚

議員 綿引 孝光 議員 木野 広宣

議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫

議員中﨑政長議員笹島猛

議員 助川 則夫 議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一 次 長 飛田 良則

次長補佐 横山 明子 次長補佐 小田部信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市 長 先﨑 光 副市長 宮本 俊美

教育長 大縄 久雄 総務部長 加藤 裕一

総務課長 渡邊 荘一 総務課長補佐 飛田 建

市民生活部長 桧山 達男 市民課長 片野 弘道

市民課長補佐 会沢 和代

会議に付した事件

- (1) 議会運営委員会委員長報告
 - ・令和元年第4回定例会について
 - …報告について了承
- (2) 追加予定議案について
 - ・議案第67号 那珂市教育委員会委員の任命について
 - …報告あり
- (3) 常任委員会委員長報告
 - · 総務生活常任委員会
 - …委員長より報告あり
 - 産業建設常任委員会
 - …委員長より報告あり

- 教育厚生常任委員会
- …委員長より報告あり
- · 原子力安全対策常任委員会
- …委員長より報告あり
- (4) 議員派遣について
 - …綿引議員、小池議員、小泉議員の3名を明日の本会議で決定
- (5) 交付前マイナンバーカードの紛失について
 - …執行より報告あり

議事の経過概要 (出席者の発言は以下のとおり)

開会 (午前 10 時 00 分)

事務局長 おはようございます。

ただいまから全員協議会を開会いたします。

初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長皆さん、おはようございます。

議員はじめ執行部の皆様には、全員協議会に出席ご苦労さまです。

今定例会におきましては、委員会での審議ほか2回に分けまして、原発問題に関する勉強会と大変ご苦労さまでした。また、明日が最終日となります。今回、議会運営委員会から委員長の報告、そして追加議案と各常任委員会の委員長報告などがございますので、慎重なるご審議をお願いいたします。

朝晩、めっきり寒さを感じるように、生活しやすいというか、夏の暑さから大分涼しくなってまいりました。皆さん健康には十分留意されまして、お過ごしくださいますようお願いをいたします。

また、国体が9日後に開催されます。水戸農業高等学校での馬術競技、どうか皆様方に もご観覧、応援をよろしくお願いをいたしまして、挨拶とさせていただきます。本日は まことにご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

それでは、この後の進行は議長にお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎 内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は 簡潔かつ明瞭にお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席議員は18名であります。これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長外関係職員の出席を求めております。職務のため議会事務局より事務局職員が出席をしております。議事に先立ちまして、先崎市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長おはようございます。

本日は全員協議会を開催していただき、厚く御礼を申し上げます。また、本定例会は、連日提出させていただきました議案をはじめ、各種案件につきまして慎重なるご審議を 賜っており、重ねて御礼を申し上げます。

さて、議員の皆様もご承知のことと思いますが、当市において保管していた交付前のマイナンバーカードを市民課執務室内で紛失したことが判明をいたしました。行政としてあってはならないことであり、大変申しわけありませんでした。詳細につきましては、後ほど担当課よりご説明申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、追加案件としまして議案1件についてご説明をさせていただきます。ご協議のほど、よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

議長 ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

議会運営委員会、寺門委員長より報告を願います。

寺門議員 それでは、議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案の追加について、令和元 年第4回定例会会期日程(案)についてであります。

執行部から議案1件が追加提出されました。明日、最終日の定例会本会議において日程 に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。この後、執行部 より追加議案の説明がございます。

それから、第4回定例会の会期日程(案)は、別紙配付のとおりでございます。12月3日から20日までの18日間の日程で開催することを決定いたしました。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 委員長からの報告が終わりました。

ただいまの報告について、何か確認したいことございますか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては委員長報告のとおり決定いたします。よろし くお願いをいたします。

次に、追加議案について議題といたします。この案件については人事案件になりますので、プライバシーに配慮するため、質疑等は省略させていただきます。あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、議案第67号 那珂市教育委員会委員の任命について市長より説明を求めます。

市長 議案第67号 那珂市教育委員会委員の任命について申し上げます。

全員協議会資料の1ページをお開き願います。

提案理由でございますが、現在、欠員となっている那珂市教育委員会委員に、榊原 一和氏を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

議長 追加議案についての説明は以上となります。

暫時休憩をいたします。執行部は退席をお願いいたします。

休憩 (午前 10 時 05 分)

再開(午前10時06分)

議長 再開いたします。

ここからは、各常任委員会の委員長報告を行います。初めに、総務生活常任委員会萩谷 委員長より報告をお願いいたします。

萩谷議員 それでは、9月 10 日に開催されました総務生活常任委員会についてご報告いたします。当委員会では定例会期中に執行部から3件の報告を受けておりますので、ご報告いたします。

初めに、那珂市自転車活用推進計画策定方針についてです。

この件は、近年の自転車利用者の増加に伴い、サイクルツーリズムを活用した地方創生の取り組みが国や県においても急速に高まっており、そのため、那珂市においても自転車活用による地域の活性化等を図るため、那珂市自転車活用推進計画の策定を行うとのことでした。

策定方針としては、国及び県の自転車活用推進計画をはじめ、市の第2次那珂市総合計画や那珂ビジョンなど関連計画等との整合を図るとともに、周辺市町村との広域連携も視野に入れながら、本市における自転車活用による地域活性化等に向けた取り組みを総合的、計画的に推進するための計画で、推進期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、サイクルツーリズムの推進による地域の活性化、自転車交通の役割拡大に向けた自転車利用の環境整備、自転車事故のない安全で安心な社会の実現、自転車を活用した健康づくりの推進の4つの目標を掲げ、推進していくとのことでした。

策定体制としては、プロジェクトチーム及び那珂市自転車活用推進協議会を設置し、プロジェクトチームでは素案の作成、那珂市自転車活用推進協議会では具体的な施策等の協議や素案の審議を行い、計画を策定していくとのことでした。また、本計画の進捗状況について市議会へ報告を行い、意見等を聞きながら策定を進めていくとのことでした。

策定スケジュールについては、令和元年 10 月より計画の策定を開始し、自転車活用推 進協議会や議会への中間報告、パブリックコメントなどを実施し、令和 2 年 9 月の議会 へ確定した計画を報告する予定とのことでした。

次に、(仮称)四中学区コミュニティセンターの建設地についての報告です。

この件は、前回、四中学区コミュニティセンター建設委員会の設置についての報告があ

り、その中で建設候補地については3カ所挙がっている旨の報告がありました。

今回は、その後、設置した四中学区コミュニティセンター建設委員会において、第1候補地をかわねや東側と決定したことから、地権者への事業の説明や土地提供への意向確認、茨城県及び市関係課との協議を行った結果、地権者の土地提供についての意向が確認できたこと、茨城県より建設や事業認定の申請方法等について了解を得られたこと、市関係課と排水や道路、建設上の協議がおおむねまとまったことから、この第1候補地(かわねや東側)をコミュニティセンターの建設地として決定し、事業を進めていきたいとのことでした。また、この建設用地の概要については菅谷 2951 番地の2ほか4筆で、面積は約9,400平方メートルとなり、地目については田とのことでした。

今後のスケジュールについては、令和元年度には用地測量、不動産鑑定、基本設計。令和2年度には事業説明会、事業認定申請、税務署協議、用地買収。令和3年度には実施設計。令和4年度には本体や外構工事。令和5年度には工事完了、備品購入、供用開始を予定しているとのことでした。

この件について、委員から、コミュニティセンターの中には、まちづくり委員会も入ることはできるのかとの質疑があり、執行部からは、まちづくり委員会からもそのような要望を受けており、まちづくり委員会の事務ができるスペース的なものは確保したいと考えており、今後いろいろ話をしながら進めていきたいとの答弁がありました。

次に、下江戸地区の大規模太陽光発電についての報告です。

この件は、下江戸地区の大規模太陽光発電の進捗状況について、情報提供として執行部より報告がありました。

初めに、6月に当委員会で報告を受けた後に変更があった部分について報告があり、事業面積が約67~クタールから約64~クタールへ減少したこと、その減少の理由としては、反対者の土地及びその土地に隣接する道路を除いたことによるとのことでした。そのため、所在地の筆数についても280筆から275筆に変更になっているとのことでした。

次に、事業の経過については、6月 18 日に国土利用計画法により土地売買契約書を本市の政策企画課へ提出。6月 19 日には林地開発許可申請事前協議書を茨城県へ提出。同じく6月 19 日には那珂川統合土地改良区の理事会で那珂中部用水への放流についての説明の実施。7月 16 日には茨城県水源地域保全条例に基づいた水源地域の土地の所有権等の移転届出の提出。7月 16 日には国土利用計画法により土地売買契約書を本市政策企画課へ提出。7月 17 日には那珂川統合土地改良区と那珂中部用水路への放流についての協議を実施したとのことでした。

事業の今後の見通しとしては、現在、茨城県との林地開発の事前協議に時間を要しており、茨城県や本市での申請や手続等のスケジュールについて、2カ月程度のおくれが出るのではないかとのことでした。

最後になりますが、「議員と語ろう会」について記録をもとに振り返りを行いました。

当日市民の方よりありました意見について報告いたします。

また、当委員会のテーマについては「防災と環境について」となっております。そのため、防災関係の意見としては、防災無線での情報をエリアメールでも発信してはどうか。 自主防災組織の運営のフォローをもっとしてほしい。市民も参加する防災訓練を実施してはいなどの意見がありました。また、環境についての意見としては、野焼きについての意見、ごみの集積場所についての意見などがありました。

そのほか、自治会をやめたい人が多い、どうしたらやめないようにできるのか。コミュニティスペースがない、若い人が集まれる場所があればよいと思うなど自治会についての意見や、当委員会の所管ではありませんが、原子力災害、東海原発の廃炉、原子力災害時の避難についての意見。子ども110番の看板についての意見。道路の拡張や側溝の清掃、調整池等の整備や泥上げについての意見がありました。

以上、ご報告申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 福田議員 (3)の下江戸地区の大規模太陽光発電について、資料を見ますと、放流先が当初から大分変わりましたよね。それで、これ放流先で、いわゆる那珂川統合土地改良区、これは一番最後のところで、8月に理事会で承認をしていますね。これは、そうすると、例えば、この用水路、必要ないときにも放流するわけでしょう。いわゆる年間通じて。その場合に放流先というのは、最終的には排水路になるんですかね。
- 萩谷議員 常時じゃなくて、たまったときに排出するということで、やっぱり用水路を使って 排水するというご報告でした。
- 福田議員 ですから、田んぼが必要ないとき、冬場とか、あるいは農業用水が必要ないときで も、たまれば放水するということなんでしょう。

萩谷議員 そうです。

- 福田議員 ということは、最終的な放流先というのは排水路に行くわけだ。用水路から排水路 に放流するんですか。
- 萩谷議員 用水路から排水路という報告だと聞いておりました。
- 福田議員 それと、もう一点、今後の見通しの中で、令和元年8月、先月ですか、林地開発の 許可申請、本申請は提出しているんですか。
- 萩谷議員 申請をしたという報告であります。
- 福田議員 まだ、この事前協議書が下りていないと思うんですよ。そういうふうに聞いているんです。それはね、何でかというと、これでいうと、ちょっと私は疑問な点は、経過の点で、国土利用計画法により土地売買契約書を提出しているということ、これ売買ばかりじゃなくて賃貸があると思うんです。聞くところによると、今回のこの 64 ヘクタールの中で約6割強ぐらいが賃貸契約みたいなんですね。

それはなぜかというと、賃貸契約者、これ民民の話なんですけれども、その業者と賃貸契約者、売買じゃなくて、賃貸契約者の中で取り交わしている内容をこの間、聞かされたんですが、許可が出て着工をし始まって半金支払うと。それで、売電が始まって、初めて全額支払うというような契約みたいなんですよ。それで、これを見るというと、全部、売買のように受けとめられますね。この辺は、話はなかったですか。

- 萩谷議員 今、福田議員が言ったように、その売買契約書を提出したという、こういう報告で、 その賃貸といいますか、そういう話は一切なかったです。そういう、今、お話になった ような流れの説明は。以前から賃貸もあるんだよという話は、以前からも聞いていまし たけれども、今、その細かい説明はありませんでした。
- 福田議員 これは先ほど言ったように民民の話ですから、それはそれで話がなかったということはそれでいいんですが、当初の計画よりは大分おくれているというような、そういうことで、賃貸契約者が非常に困っていると。当初のその計画と全く違うというようなことを、非常に地権者のほうで、役所で反対しているのかというような話もちらりほらり聞きました。

それと、もう一点は、例えばこれが許可になって、山林から地目が変わるわけですね。 その場合の固定資産税というのは、本市としてどれぐらいの収入があるか、そういう話 はされなかったですか。

萩谷議員 そういう質問もなかったです。

福田議員 これどれぐらいになるんだろう、わからない。かなり固定資産税が変わってくると思うんですよ。それがどれぐらいね、今、山林から今度、当然変わるわけですから、地目が。その場合の税というのがどれぐらいね、本市において収入があるのか。その辺、ちょっとお聞きしたかったんですけれどもね。話がなかったということであれば結構です。

以上です。

議長 福田議員、固定資産税について、今、調べてみますということで調査します。

福田議員 そういうふうにしてください。

- 副議長 四中学区コミセンについて、ちょっとお伺いしたいんですが、整備に係る検討委員会 で最終候補地を3カ所に絞り込んだということで、まず、この3カ所というのは具体的 にどこと、どこと、どこと示されましたか。
- 萩谷議員 1つは、お聞きしたのは、四中近くのところだということです。もう一つは、最終的には、ちょっと、菅谷小でしたか、まちづくり委員会、検討委員会ですか、を中心としたあれで今のかわねやの脇に決まったということです。
- 副議長 では、具体的に3カ所、ここと、ここと、ここ、例えば地図上でここですという資料 等提出とか、説明はなかったですか。
- 萩谷議員 ないですね。それはなかったです。だから今の第1候補地の地図が提出されたとい

うことです。

- 副議長 それで、第1候補地を今度はかわねや東側に決定したということなんですが、その理由はおっしゃっていましたか。3カ所から1カ所にした、その絞り込んだ理由。
- 萩谷議員 細かい理由というのはなかったんですけれども、あくまで委員会ですか、建設委員 会のほうで最終決定したと、ここが一番適切だという報告ですよね。細かい内容は、説 明はなかったですね。
- 副議長 じゃ、具体的になぜここが適切なのかというような説明はなかったということは、よ ろしいですね。わかりました。

議長ほかにありますか。

寺門議員 下江戸地区の大規模太陽光発電についてですけれども、これ開発業者は那珂ソーラーパークということですが、施工業者がアフターフィットエンジニアリング、当初これアフターフィットで事業始めるよという話だったと思うんですが、この辺の事業者の変更というのはあったかどうかというのは、説明はありませんでしたか。

萩谷議員 ありませんでした。

- 議長 ほかにありますか。なければ総務生活常任委員会の報告については終わりといたします。 続いて、産業建設常任委員会、木野委員長より報告をお願いいたします。
- 木野議員 はじめに、産業建設常任委員会におきましては、「議員と語ろう会」の報告のみに なりますので、資料はございませんので、ご了承ください。

定例会中の9月11日、産業建設常任委員会にて、「議員と語ろう会」について記録を もとに振り返りを行いました。市民の方よりありました意見についてご報告いたします。 なお、当委員会のテーマは「道路整備と下水道について」となっております。

まず、道路整備関係として何点か意見がありました。初めに道路整備が採択されていながら全然整備が進まないのはどうなっているのか。次に、雨水対策の整備を早めに行ってほしい、住宅地でもおくれている。市の都市計画はどのように決めるのか。道路が細いため、自転車に乗っている中学生が大変危険である。側溝のふたがないところがあり危険なため、ふたを設置してほしいなどの意見がありました。

続いて、下水道関係として、下水道の計画があるが、なかなか進まない。また、合併浄 化槽の水質の問題についてなどの意見がありました。

また、農地から宅地への転用手続が難しい。どのような過程で農業振興地域に指定したのか知りたいなど農地に関する意見がありました。

また、当委員会の所管ではありませんが、空き家対策が進んでおらず、空き家バンクを 最大に活用すべきである。また、自治会加入率について。防犯灯が少ないなどの意見が ありました。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

議長 木野委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告について何か確認したいこと

ございますか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長ないようですので、産業建設常任委員会の報告については終わりといたします。

続いて、教育厚生常任委員会、筒井委員長より報告をお願いいたします。

筒井議員 9月 12 日に開催いたしました教育厚生常任委員会において、執行部から説明のありました案件についてご報告いたします。

執行部より7件の報告がありました。

まず、こども課から待機児童解消の方策について報告がありました。平成 31 年4月に 民間保育所1園が開園したものの、本年4月4日現在で 13 人の待機児童が発生しており、 10 月の幼児教育・保育の無償化により、さらに保育所のニーズが高まることが予想され ています。市では、待機児童解消と保育供給体制のさらなる確保に取り組むため、既設 の認可外保育施設の認可化及び市に認可権限のある地域型保育事業の認可を進めるとの ことです。

市内に8園ある認可外保育施設に対して7月に認可化の意向調査を行い、そのうち竹ノ内の那珂キッズクリニックに併設している認可外保育施設ARINKOMURAが認可の申請をし、既に県の計画承認を受け、来年4月の認可化に向けて準備に入ったとのことでした。

委員からは、ARINKOMURAの認可化により待機児童は解消されるのかとの質問があり、執行部からは、ARINKOMURAの定員は94名で定員にまだ余裕はあるが、毎月数十名の新規申し込みがあり、解消を確約できない状況にあるとの回答がありました。また、小規模の地域型保育事業についても、待機児童解消に向け、認可基準を満たしていれば認可をしていきたいとのことでした。

同じく、こども課から幼児教育・保育の無償化について報告がありました。生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や教育・保育料の負担軽減を図る少子化対策の観点から、今年 10 月1日の消費税引き上げに合わせて行われるもので、対象者は3歳から5歳児と非課税世帯のゼロ歳から2歳児となっています。

無償化の対象となる費用は、幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料で、実費として徴収されている通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外とのことです。副食費については、これまでどおり保護者負担となり、国の目安額である月額 4,500 円とすることを定めたとのことです。

無償化制度については、市民への周知のほかに市内の対象施設に職員が訪問して説明を済ませているとのことでした。委員からは、対象施設側から混乱の声や要望は出ていないかという質問があり、執行部からは、無償化は国の施策であり、既に案内がされていることもあって、特に市に対する要望はなかったとの回答がありました。

次に、学校教育課から学校給食費の値上げについて報告がありました。学校給食費につ

いては、近年の食材料費及び人件費等の値上がりから、平成 28 年度から3年間、補正予算により市費で補填を行っており、今後の消費増税や費用を節約することによる栄養面の懸念、地産地消のさらなる推進などの観点から値上げの検討を行っているとのことでした。

委員から、値上げ幅はどれくらいになるのかという質問があり、執行部からは、現在、 給食センターにおいて適正な給食を提供するための金額を試算している段階で、値上げ 幅については、これから検討するとの回答がありました。

また、委員から、野菜の産地や仕入れ先について質問があり、執行部からは、野菜は国産を使用しているが、冷凍のカット野菜などは一部外国産となる場合があるとのことで、野菜の仕入れ先は入札により決定した水戸青柳市場内の業者で、地場産品が調達できない場合はJAから仕入れているとの答弁がありました。委員からは、今後も国産品、特に地元の野菜を使ってほしいとの要望がありました。

続いて、生涯学習課から、成年年齢引き下げ後の那珂市成人式について報告がありました。令和4年4月1日から、成年年齢が 18 歳に引き下げられることに伴う法改正後の市成人式の対象年齢について報告があり、対象となる世代への意識調査の結果や 18 歳が大学受験や就職活動といった人生の分岐点ともいえる重要な時期であること、保護者の経済的負担が重なってしまうことを鑑み、市としては法改正後も 20 歳を対象とした成人式を挙行することとし、式の名称については今後検討していくとのことでした。

次に、同じく生涯学習課から、かわまちづくり支援制度活用事業に関する詳細設計について報告がありました。かわまちづくり支援制度を活用した河川敷の整備についての詳細設計が完了し、国の整備は令和元年度でおおむね完了し、今後、市の表面整備が本格化するとのことでした。

先日、多目的広場の芝植えが行われたところですが、参加した委員から、芝植えが完了したのかどうか、また、芝植え後に草が生い茂っている、管理をどのように行うのか質問があり、多目的広場の使用開始時期についても確認がありました。執行部から、多目的広場の芝植えは一部未完了の部分があり、今後、関係団体と協議しながら植えていくとのことで、草については芝苗の提供元である日本サッカー協会の指導のもと、芝が根づいたかどうかの状況を見ながら草取り等の管理をしていくとの回答がありました。

国の工事はおおむね今年度で完了するものの、今後も工事が継続し、工事車両の出入りがあることから、使用開始は全ての工事が完了した後の令和4年とすることを国と協議しているとのことでした。委員からは、整備が完了したところから順次供用開始してほしいとの要望がありました。

また、計画では仮設トイレの設置を検討しているということでしたが、イベントや各種 大会ではトイレの必要性が必ず出てくるので、委員から常設のトイレを整備してほしい との要望があり、執行部からは、使用状況により検討しなければならない事案と考えて いるとの答弁がありました。

次に、健康推進課から、那珂市いのちを支える自殺対策計画について報告がありました。 国の改正自殺対策基本法の施行により、各市町村では生きることの包括的な支援を基本 理念とした、市町村自殺対策計画の策定が義務づけられたため、今年度中に策定するも のです。名称は「那珂市いのちを支える自殺対策計画」とし、計画期間は令和2年度か ら5年度までの4年間です。

那珂市では、毎年 10 名前後の方が自殺で死亡しており、本計画では、誰も自殺に追い 込まれることのない那珂市の実現を目指し、世代別、要因別に対策を講じ、さまざまな 機関が連携して生きることへの支援を行っていくとのことです。

委員からは、人口 10 万人あたりの自殺死亡率を 15.0 以下にするという目標値が示されているが、自殺死亡者はゼロであってほしい、ゼロを目標とすることはできないのかという質問がありました。執行部から、人口 10 万人単位のこの指標を那珂市に当てはめると、自殺死亡者は年間7人程度となり、計画をつくる上では、どこの市町村も現状の自殺死亡率の2割から3割減の目標値を載せているので、ゼロとすることは難しいとの答弁がありました。

次に、社会福祉課から、プレミアム付商品券事業の進捗状況について報告がありました。この商品券は、10月の消費税率引き上げによる低所得者及び子育て世帯の影響緩和と地域における消費喚起を図るもので、名称は「ナカマロちゃん商品券」とし、プレミアム率は25%、対象者1人につき5セットまで購入でき、使用期間は令和元年10月1日から来年2月末までとのことです。

対象者は、住民税非課税者と3歳未満の子を養育する世帯の世帯主で、基準日時点の対象者を把握し、非課税者には購入引換券発行のための申請書を郵送、子育て世帯には配達記録郵便で購入引換券を郵送しているとのことです。

委員からは、非課税者の申請状況、商品券を使う際の本人確認などについて質問があり、 執行部から、非課税者の現在の申請状況は約 17%で、本人確認については、購入店舗に おいて免許証などの確認をお願いしているとのことでありました。

執行部からの報告は以上となります。

次に、「議員と語ろう会」で出た意見について、話し合いをした結果を報告いたします。 当委員会のテーマは「教育について」ということで、幅広い意見が出ました。特に、市 内幼稚園がひまわり幼稚園1園に統合されたことで不便を感じている。小中一貫教育に ついて内容や効果が伝わってこない。子ども会の解散が相次ぎ、その弱体化が懸念され ており、子ども会自体を見直す時期に来ているのではないかなどの意見があり、要望と して、小学校の統廃合はやめてほしい、小中学校は災害時の避難所にも使われるので、 トイレの洋式化を進めてほしいなどの意見がありました。

以上、報告いたします。

- 議長 筒井委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告について何か確認したいこと ございますか。
- 花島議員 かわまちづくり支援事業に関する件なんですが、ドクターへリの緊急離着場として 駐車場Bを利用可としたいという計画なんですが、普通に考えると駐車場に車があった ら、何か緊急時にどけなければならないですよね。それについては、意見なり説明はご ざいましたでしょうか。
- 筒井議員 その件については執行部からの説明は特にありませんでしたが、委員からの質問と しても出ませんでした。
- 萩谷議員 待機児童についてなんですけれども、平成 31 年4月1日となっていますけれども、 ゼロ歳児、1歳児、4歳児、5歳児はゼロなんですよね。13 人いるということですけれ ども、2歳児が9人、3歳児が4人、2歳児と3歳児が13 名の中に入っているんですけ れども、これ何か、この理由なんかは説明されましたか、執行部で。また、質問でも誰 かした方いますかね。
- 筒井議員 この2歳児、3歳児の人数の件ですか。特別それについての説明は個別にはありませんでした。質問としても特に出ておりません。
- 萩谷議員 これ、どういう原因かと、私もちょっと興味を持ったんですけれども、13 名とバランスよくこうなっているのかと思いましたら、こう2歳と3歳で13 名というのは、ちょっとどういうことか、何か原因があるのかなと思ったものですから、もし後でわかれば。
- 筒井議員 多分、2歳児、3歳児が多かったのでしょうね。ちょっと答えにならないかもしれませんが、その説明についてはありませんでしたので、お願いします。
- 議長ほかにありますか。

(なし)

- 議長 ないようですので、教育厚生常任委員会の報告については終わりといたします。 続いて、原子力安全対策常任委員会、助川委員長より報告をお願いいたします。 助川議員 定例会期中の執行部からの報告案件につきまして報告をいたします。
 - 9月13日の原子力安全対策常任委員会において、防災課より報告を受けましたので、ご報告をいたします。

初めに、安定ョウ素剤の事前配布について報告いたします。本市では、国の原子力災害対策指針等に基づき、原子力施設から、おおむね半径5キロメートル圏内である本米崎地区の住民を対象に、平成27年度から安定ョウ素剤の事前配布を行っておりますが、このたび国の指針が改正されたことに伴い、指針の改正点及びそれに対する本市の対応方針について報告がありました。

まず、国の指針の主な改正点でありますが、事前配布対象について、改正前はPAZ圏内の全住民としておりましたが、改正後はPAZ圏内の原則 40 歳未満の住民、それから

40 歳以上であっても妊婦、授乳婦及び配布の時点で妊娠希望のある女性及び 40 歳以上の希望者とされたとのことであります。また、配布方法については、改正前は医師同席の配布説明会のみでありましたが、改正後は医師同席の配布説明会に加え、薬局での配布が追加されたとのことであります。

続いて、県及び本市を含む関係市村の対応方針ですが、配布対象については、国の指針に基づき、原則 40 歳未満の住民とし、40 歳以上であっても妊婦、授乳婦及び配布の時点で妊娠希望のある女性及び配布希望者の方も対象とするとのことであります。配布方法については、定期的に開催する医師同席の配布説明会を前提とした上で、医師会、薬剤師会等の関係機関と協議し、来年度からの実施に向け、薬局で受け取れる体制を整備していくとのことでありました。

委員からは、配布の際に安定ヨウ素剤の効果や保存方法について説明があるのか、また、配布説明会の開催場所について確認がありました。安定ヨウ素剤の効果や保存方法については、配布説明会において同席している医師及び薬剤師から対象の市民に対して説明を行っているとのことでした。配布説明会は、本米崎地区の会場1カ所でのみ行っているとのことですが、日立市、東海村の会場でも那珂市の対象者が受け取ることは可能とのことでした。

次に、原子力災害に備えた那珂市広域避難計画の今後の進め方について報告いたします。 原子力災害に備えた那珂市広域避難計画は、那珂市地域防災計画、いわゆる原子力災害 対策編の一部として位置づけ、国が定める原子力災害対策指針、茨城県の茨城県地域防 災計画(原子力災害対策編)、原子力災害に備えた茨城県広域避難計画と整合を図り、 策定するものです。

計画策定に向けた今後の進め方として、本計画につきましては広域避難に関する基本的 事項を示す計画として整理し、具体的事項である避難要領については、別途、個別計画 として地区ごとの地区原子力災害避難計画を作成するとのことです。

今後の主なスケジュールですが、今年度につきましては避難先である筑西市、桜川市をはじめとする関係機関との協議や本市の各種対策の検討を実施し、来年度以降につきましては市原子力防災訓練を継続的に実施するとともに、原子力災害時の避難等に関する市民アンケートを行い、地区ごとの避難要領となる地区原子力災害避難計画を策定するとのことであります。

続いて、本市が主体となって検討すべき主な課題の協議方針です。まず、在宅の高齢者や障害者など避難行動要支援者への対応ですが、現状は災害時における避難行動要支援者の避難支援マニュアルに基づいて対応しているとのことですが、今後、支援者と原子力災害時における避難支援のあり方について協議が必要となることから、複合災害の場合と原子力単独災害の場合に状況分けをし、具体的に協議を進めていくとのことです。

次に、安定ヨウ素剤の緊急時配布場所や方法についてですが、現在、安定ヨウ素剤は市

役所本庁舎及び総合福祉センターひだまりの2カ所で保管していますが、避難経路上での配布や効率的な配布体制の確立、分散備蓄の必要性についても検討が必要とのことです。今後は、一時集合所である小学校、旧小学校を含む 11 カ所での緊急時の配布を基本とし、課題を考慮しながら具体化していくとのことでした。

次に、避難先における市民の支援体制についてですが、筑西市及び桜川市と締結した原子力災害時における県内広域避難に関する協定により、避難所や行政機能移転先の提供を受けられることとなっていますが、避難先における市民の支援体制について、これまでの調整に加え、さらなるきめ細やかな運用を決定していく必要があることから、今後、初動時における避難所への誘導、避難所の開設・運営等、きめ細やかな運用について具体化していくため、両市と体制強化に向けた協議を深めていくとのことです。

委員から、市原子力防災訓練の実施方法について質問があり、市の原子力防災訓練は市 全体として実施するものとの考えですが、規模や内容の詳細は決定していないとのこと です。市原子力防災訓練の実施は初めてとなることから、まずは初期段階の避難の方法 について訓練を実施していきたいとのことでした。

また、委員から、計画の策定においては実効性の確保が必要であるとの指摘があり、バスの手配の調整がどうなっているのか確認がありました。

計画の策定時期については未定であり、今後の避難訓練等を参考に実効性を高めていき たいとのことで、バスの手配については県で調整を進めており、配車システムの開発を 含め、引き続き協議をしている段階であるとのことでした。

また、現在、示されている2つの避難ルートが渋滞や災害により使用できない場合への対策があるのか確認があり、避難ルートの渋滞緩和や第2、第3の避難ルートについても県が協議・調整を行っており、今後、検討事項が明確になった際は委員会で報告をしていくとのことでした。また、避難先における1人当たりの占有面積はどのように想定されているのか確認があり、県により1人当たり2平方メートルと試算されているとのことでした。

次に、気体廃棄物の放出状況について報告をいたします。気体廃棄物の放出状況については、いずれの事業所も放出管理目標値を下回っており、適正に管理されているとのことでした。

以上、ご報告終わります。

- 議長 助川委員長の報告が終わりました。ただいまの委員長報告について何か確認したいこと はございますか。
- 副議長 すみません、安定ヨウ素剤の配布について、これまでは5キロメートル圏内の全住民 を対象にしていたものが、原則 40 歳未満の住民となったと。ただ、希望すればそれ以上 でも、もらえるということなんだと思うんですが、その 40 歳となった、その線を引いた 何か根拠みたいなものは、国の指針なんですが、何か説明ありましたでしょうか。

- 助川議員 40 歳のその制限の、年齢制限に関しての詳細の説明というのはございませんけれ ども、国のそういう指針に基づいたということでの報告だと理解しております。
- 寺門議員 広域避難先であります桜川市と筑西市へ避難するわけですけれども、そちらも当然、 災害に見舞われる可能性がありますので、そこからの2次避難先という件については特 にお話はありませんでしたか。

助川議員 そこからの移動の2次避難所という件に関しましての報告はございませんでした。 議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、原子力安全対策常任委員会の報告については終わりといたします。 続いて、令和元年度第1回茨城県市議会議長会議員研修会への議員派遣についてご連絡 をいたします。

研修会の出席者については綿引議員、小池議員、小泉議員の3名の方を各委員会より選出いただきました。あすの最終日に議員派遣として本会議で報告をさせていただきます。 決定いたしました3名の方については、よろしくお願いをいたします。

議長 暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

休憩 (午前 10 時 52 分)

再開(午前11時05分)

議長 再開いたします。

交付前マイナンバーカードの紛失についてを議題といたします。

議事に入る前に、市長より発言を求められておりますので、市長の発言を許します。

市長 冒頭でちょっと、ご挨拶の中に申し上げましたが、大変な事案が発生してしまいまして、 こういう機会をつくっていただきましたことを、御礼を申し上げます。

当市において保管しておりました交付前のマイナンバーカード1枚を、市民課執務室内 で紛失したことが判明をいたしました。今朝からの報道等で議員の皆様方に大変ご迷惑 をおかけしたと考えております。大変申しわけございませんでした。

マイナンバーのカードが紛失、それが判明したのが令和元年9月 12 日木曜日でございます。マイナンバーカード受領のために来庁された申請者様のカードを、市職員が交付しようとしたところ見当たらず、交付状況を確認しましたが、誤って別人に交付した事実はなく、交付前の事務処理中に誤って廃棄したものと考えられております。申請者様には判明後に謝罪と説明を行ったところであります。

今、国を挙げて、マイナンバーカードを活用した消費活性化対策や本格運用を開始するマイナンバーカードの健康保険証利用など、マイナンバーカードの円滑な取得、更新を推進している中で、このような事態を起こしてしまい、申請者様並びに関係者の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけしたと改めて反省をいたしております。

今後は、再発防止に向けて全力を挙げて取り組み、市民の皆様の信頼回復に努めてまい

る所存でございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をさせますので、 よろしくお願いいたします。

議長では、この件について執行部より説明を求めます。

市民課長 市民課長の片野です。このたびは、大変申しわけありませんでした。ほか2名の職員が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

交付前マイナンバーカードの紛失についてでございます。このたび、市で保管しております交付前のマイナンバーカード1枚を市民課執務室内で紛失したことが判明いたしました。当該カードにつきましては、作業の過程で誤って廃棄したものと推察されます。 今後、このような事案を起こさないよう、再発防止に向けて全力を挙げて取り組みますとともに、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

判明までの経緯でございますが、まず、最初に令和元年8月22日、なくしてしまったこのカードの申請者様のほうが、マイナンバーカードの申請手続をしていただきました。令和元年9月9日、市民課の職員Aが地方公共団体情報システム機構、J-LISといいまして、こちらのカードのほうを作成しているところなんですが、そちらのほうから郵送で送られてきましたマイナンバーカードの箱を開封するとともに、カードの中身を確認いたしました。

同じ日ですが、市民課職員Bが申請者様のマイナンバーカードの交付前設定、交付する前に市民課のほうで、ちょっと設定が必要になりますので、その設定をしまして、中に同封されていました交付通知書、受け取るための通知書を送付するんですが、そちらのほうを郵送したところでございます。

次に、令和元年9月 12 日、申請者様がマイナンバーカードの受領のはがきを持って受領に来庁された際、カードがないことが発覚いたしました。市民課執務室内を捜索しましたが、発見することができませんでした。以上が経過でございます。

この2番、原因につきましてですが、このような事案を発生してしまいました原因といたしましては、まず、市民課職員Bが、申請者様が転出する予定があったということで、当日 11 枚カードが届いたんですが、このうち申請者様の1枚だけを先に交付前の設定をして、他のカードと区切るように緩衝材で包み込むように箱に戻しました。

すみません、立って説明してもよろしいでしょうか。送られてきた箱が、この箱になるんですけれども、緩衝材のほうがこういうふうに入っておりまして、両脇と、あとカードそのものをくるむような形で箱に入って送られてくるような形になります。その、今の職員ですけれども、最初の日に1枚だけ設定をしたということで、今、申し上げたんですが、その1枚設定した後に、ほかの10枚とわかるようにこの緩衝材でくるむようにして箱に戻してしまったというような作業をしてしまったという形です。

その後、別な職員Aが設定済みのカードを透明のケース、こういったケースに入れて、通し番号をつけて、後で管理しやすいようにしまうんですが、その作業をする際に、この箱から出して、番号順に、こうしまってケースに入れてしまうような形なんですが、その際に、その申請者様の当該カードのほうがないということに気がついたんですが、この申請者様の分は急ぎで交付をしてほしいということで、急いでいたということを聞いておりましたので、この1枚がないのも既に交付してしまったというように思いこんでしまいまして、それで別の担当者に確認することもなく、それで思い込みで、ないということで思ってしまいました。

その後、当然、この中はもう全部出したと思っておりますので、空ということの認識を してしまったので、この箱を潰してごみとして排出してしまったというような状況にな ってございます。

続いて、判明後のこちらの対応ですけれども、まず、事実が判明しました9月 12 日の午前 11 時半に市民課窓口におきまして、申請者様にその状況のほうをお伝えするとともに、謝罪をまずいたしました。当然、この時点では、まだ紛失ということはありませんので、見つかり次第ご自宅にカードをお届けするということで、お帰りいただきました。その後も引き続き市民課の事務室及び耐火金庫というところに夜には一式しまうんですけれども、その中等も全部出しまして、捜した状況ですけれども、とうとう見つけるこ

とができず、同日午後6時30分に申請者様宅のほうに謝罪とご説明に伺った次第でござ

います。

再発防止策でございますが、まず今回マニュアルどおりに行っている通常の作業を変えて行う場合には上司に相談するとともに、思い込みでは作業しないように職員同士の連絡や確認を必ず行うように徹底いたしました。また、通常の作業と違う場合は複数人で確認を行うことも徹底いたしました。交付前設定したマイナンバーカードにつきましては、透明の交付前設定済みの箱をつくり、こちらの箱ですけれども、こちらをつくりま

また、地方公共団体情報システムから郵送で送られてきた箱、こういった箱を処分する際にも、万が一を考えまして中身のほうを再度確認し、注意を怠らないように徹底いたしました。交付前のマイナンバーカードの枚数が万が一合わないときは、マイナンバーカードの受付簿にて、既に交付されているかどうかの確認もすることも徹底いたしました。以上を徹底しまして、再発防止に努めてまいります。

して、もう最初に送られてきた、こちらの箱には戻さないように徹底をいたしました。

なお、この方のマイナンバーですけれども、新しいマイナンバーのほうを取る手続のほうをしていただいた次第ですので、この紛失したマイナンバーについては、もう無効の 状態になっております。

あと、昨日、市長記者会見を県庁記者クラブで行わせていただいたんですが、その際の 記事が、本日、朝刊で朝日新聞、毎日新聞、茨城新聞、産経新聞、読売新聞の5社に掲 載されております。

事案の概要は以上でございます。多大なご迷惑をおかけしたことを心からおわび申し上 げます。

- 議長 ただいま執行部からの説明が終わりました。ここで、ご意見、ご質疑ございましたら、 お願いをいたします。
- 花島議員 概略はわかったんですけれども、紛失に至るプロセスの中で、来たやつを1枚だけ 処理して、それでその1枚をその緩衝材でくるんでしまったんですか。それとも、ただ 間に挟んだだけなのか。
- 市民課長くるんでしまいました。
- 花島議員 もう一つは、自分のうちでも結構、ごみ箱に何か大事なものが入っちゃうということがあるんです。そのときは、やっぱりごみを全部さらえば、ある期間、放置されていれば出てくるわけですよね。だから、それもちょっと考えたほうがいいんじゃないかなと思うんです。例えば何かするときに、すぐに捨てないで、ちょっとの間待つとか。
- 市民課長 当時、その日のうちに廃棄してしまったんですが、今後、当然そういった、こういったケースもありますので、排出するごみについては、長期間はあれですけれども、二、三日、耐火金庫なり、そちらのほうに置かせていただいて、それで、その上で廃棄ということをしたいと思います。
- 筒井議員 ここに、その何でしょう、次にやった方が、その1枚がなかったことについて、既 に交付済みと思ってとあるんですが、交付した人は、交付済みっていう、何かそういう 記録はとってあれば、それを見ればわかるはずでしょうけれども、勝手に交付済みと思 いというのが、ちょっと不思議で仕方ないです。これ、ちゃんと渡した人には渡しましたというあれがあるんですよね。
- 市民課長 今、議員、おっしゃるとおり、交付簿というものをつくっております。当然、この 時点で交付簿のほうを確認すれば、未交付であるので残っているということが確認でき たんですが、そこを怠ってしまったということです。
- 花島議員 1枚だけ処理したということなんですが、1枚のその発行前の処理をするのにどの くらい時間がかかるんでしょうか。というのは、11枚しか来てないので、あえてその1 枚だけ、幾ら早くといっても、手順、通常の手順どおり 11枚やってもよかったのではな いかと。それが1枚だけやるとどれぐらい時間の差があるのかはどうなんでしょう。
- 市民課長補佐 この交付前設定というのは、統合端末の本人確認情報と券面情報の照合、そして券面APというものと補助APの情報の確認、さらに電子証明の希望の有無の確認ということで、こちらの情報を入れるんですが、住基ネットの端末のほうを使いまして、時間は10分程度の時間を要します。

以上です。

笹島議員 ちょっと聞きたいんですけれども、マイナンバーを総務省から送られてくるかどう

かわからないんですけれども、これ記者会見しましたね、記者クラブでね、それは何でしたのかなと思って。

- 市民生活部長 今回の事案につきましては、やはりマイナンバーカードという個人情報的なものが入っているものに対して、紛失してしまったということは、これ当然、自治体、行政側の責任で、これは本当に、考え方的には大きな事象でございまして、これを報道等に出さないことにはいかないなと、こちらで判断したところであります。
- 笹島議員 そういうことは、管轄、総務省だと思うんですけれど、そういうふうにしたマニュ アルされているんですか。紛失した場合。私らもよくキャッシュカードとか、クレジッ トカードとかね、パスポートとか免許証とかよく紛失しますよね、再発行するだけでは 済まないものなんですか。
- 市民生活部長 マニュアル化はされていないですが、今回、公表するに当たりまして、総務省 とのやりとりはいたしております。ですので、そのときには、ある程度、自治体の判断 となっておりますので、いろいろ助言はいただきましたが、それによって公表をするな とか、しろとかという意見はなかったです。
- 笹島議員 公表しなくてもよかったという意味ですよね、逆に言えば。
- 市民生活部長 それは、当方の判断としましては、それは、あり得ないかなと思ったところで ございます。
- 副議長 再発防止策の1番にありますマニュアルどおりに行っている通常の作業を変えて行う 場合はということが書いてありますけれども、今回はそのマニュアルどおりに従わない 行為だったということなんでしょうか。
- 市民課長補佐 通常はJ-LISといわれる国の機関のところから、マイナンバーカードのほうを作成したものが1箱単位で送られてくるんです。1箱の中には1枚のときもあれば、3枚のときもあるし、今回のように11枚のときもあるし、多いときですと、最近ですと十五、六枚が多いときなのかなと思うんです。

ふだんマニュアルの中では、そちらの送られてきた箱のほうは一括して事前設定ということを行っておりました。しかし、今回、担当した職員、事前説明をした職員のほうが、この方が日立市のほうに転出するということを、情報を得ていたもので、この方は早く、日立市のほうに転出する前にマイナンバーカードをお渡ししないとならないということが頭にありましたので、今回、特別におはがきのほうを、転出前に、手続する前にお渡ししようということで、1枚だけはがきを送付するような事前設定の手続をしてしまったという次第です。

以上です。

副議長 ということは、そういう特別に1枚だけ取り出して作業するということはできないと いうのがマニュアルにあったということでしょう。それを申請者に配慮する形で、早目 につくっておいてあげようということで、準備しておいてあげようということで準備し たと。それを、つまりマニュアルどおりにやらなかったんだけれども、それを上司には 相談しないで、ご自分の判断でやってしまったということなんでしょうか。

市民課長補佐 すみません、マニュアルの中に、全ての、1回で箱のものをやるということのマニュアルはございません。ただ、今まで、マイナンバーの申請が始まった当初のときですと、1回に送られてくるマイナンバーのカードの数が多かったものですから、ただ、今としては申請自体が当初とは違って少なくなっておりますので、1回に送られてくるマイナンバーカードの数も少ないので、その1箱は必ず事前設定を1回でするというような担当者間での、やっている者としてのマニュアルが、というか考え方だったんですね。マニュアルとしてあるものではなかったです。

さらに、そちらのほう、箱のほうには、事前設定を最初、職員Aという者が、送られてきたものが間違いがないかどうかということで、一覧表が箱に入ってくるんですが、一覧表と。あと、申請者のほうに送ります、交付できますよというお便りのはがき、そしてマイナンバーカードという、3つのものが送られてくるので、職員のほう、そちらのほうを確認して、そして今度、確認が終わったらば、箱のところに確認済み、検品済みということでチェックのほうを入れまして、その後、違う職員、職員Bのほうが事前設定ということを行っているんです。

それで、事前設定のほうを、そちらのほうを一覧表とかのほうにはチェックはしてあるんですが、したという、事前設定をしたというの、そちらのほうを1枚だけなので、箱のところの設定済みのところにはチェックは入れていない状態だったので、その辺もちょっと、今回イレギュラーというか、ちょっと普通とは違うやり方をしてしまったんです。議員のおっしゃるとおり、そのときにもうちょっと、1枚ではなく、時間のほう、かかったとしても11枚全部行っていれば、このような間違いは起きなかったのかなというふうに反省しております。

副議長 ごめんなさい、ちょっと、ごめんなさい、一生懸命説明していただいたんですけれど も、ほとんど聞こえなかったんですけれども、結局マニュアルは、そういうマニュアル はなかったんですか、あったんですか。一度にやらなければいけないという。

議長 簡潔に説明をお願いします。

市民課長補佐 一度にやらなければならないというマニュアルはございません。

- 副議長 であれば、マニュアルどおりに行っている通常の作業を変えて行う場合には、該当しませんよね。マニュアルにないんですから。でしたらば、また、だから、もう一回復活させて、そういうマニュアル、もう一回つくったらどうでしょう。
- 市民課長 議員おっしゃるとおり、そこの部分がはっきりと明文化されていませんので、マニュアルのほうできちんと明確化のほうをしていきたいと思います。
- 花島議員 マニュアルつくるのも結構なんですけれども、あえてアドバイスというか、よくマニュアルというのは、これを見ながらやればいいんだというふうな感じで捉える方がい

るんですよね。でも、本当はそうじゃなくて、この場合は、間違いを犯さないための考え方として示すべきものだと私は思うんです。だから、なぜ、そうなのか。例えば一括じゃなきゃいけないとか、そういうことをちゃんと読む人にわかるようにお願いしたいと思います。

同じようなことを、私、実は何度も経験していまして、例えば、たくさんのディスクを 処理しなければならないときに、書き込み済みと書き込み済みじゃないやつが、わけが わからなくなったり、順番がわからなくなったりとか、あと、ごみに捨てちゃうのも、 あるもの買ってきて、箱の中にいろんなもの入っていますよね、それで、うっかりごみ 箱に入れちゃって、大事な部品があるのに後で気がついて、先ほど言ったようにごみ箱 をあさって引っ張り出したりすることもあります。

だから、なぜそういう、こういうミスがこういうことで起こり得る、だからこういうマニュアル手順だということがわかるように、ぜひつくっていただきたいと思います。

市民課長 ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、ただマニュアルつくるだけではな く、その意味合いとかも全部含めまして作成の上、職員のほうに指導及び勉強会、話し 合いを持つような形をいたしまして、徹底していきたいと思います。

寺門議員 マニュアルをつくって徹底をしていくということですけれども、再発防止策の中に も、1番、2番、3番で、特に2、3については注意を怠らないよう徹底しましたです とか、既に交付しているかの確認をすることを徹底しましたということなので、これ一 度きり徹底したのでは、また再発防止にはならないと思いますね。

今、意見が出ましたように、必ずマニュアル化をするというのと、もう一つ、そのチェック欄、チェックシステムを必ず、これ上司の方が見ないといけないんじゃないですか。これどなたがチェックするか、セルフチェックとその上司チェックも必ず必要になりますので、その辺もあわせてチェックシステムも一緒に設けておいてほしいなというふうに思います。

市民課長 ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、担当者でのチェックはもちろんで すけれども、上司、管理職のほうのチェックのほうを入れるような形で、事務のほうを 対応していきたいと思います。

議長ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長なければ、質疑を終結いたします。執行部は退席をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

休憩 (午前 11 時 31 分)

再開(午前11時32分)

議長 再開をいたします。

ここで、地方議会活性化シンポジウム 2019 年開催要項について事務局長から説明があ

りますので、お願いをいたします。

事務局長 それでは、私のほうでご説明申し上げます。

お手元に地方議会活性化シンポジウム 2019 というものの資料が置いてあると思います。こちらにつきましては、茨城県市議会議長会のほうから依頼があったものでございます。こちらにつきましては、平成 25 年から始まっておりまして、これまでは会長市である水戸市のほうで出席をいたしておりました。水戸市も、もう何年か出ておる中で皆さん参加してしまったということで、今回、副会長市である那珂市のほうに出ていただけないかというような案内があったものでございます。

内容でございますけれども、日にちが令和元年 11 月 14 日、午後 2 時半から午後 5 時半までということでございます。会場につきましては東京のシェラトン都ホテル東京でございます。テーマにつきましては、令和時代の地方議会、多様な地方議会の姿から考えるということでございます。

内容でございますけれども、プログラムといたしまして、最初に基調講演がございます。これが約1時間を見ております。それから、その後、休憩を挟んでパネルディスカッションが1時間、約1時間半ほどございます。一応これで閉会ということで、交流会につきましては自由ということになってございます。こちらにつきまして、水戸市のほうからぜひ那珂市で参加者を募ってくれないかというような要望があったものでございます。

人数につきましては4名ということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

議長 ただいま、事務局長から地方議会活性化シンポジウム 2019 年開催に当たりの参加者の 説明がありました。ここで、11 月 14 日参加したい、できる方おりましたら、お願いをし たいと思います。

では、寺門議員、花島議員、關議員、あと私入って4名で。では 11 月 14 日出席をしてまいります。ありがとうございました。

以上で全ての議事が終了いたしました。

これにて、全員協議会を終了といたします。

閉会 (午前 11 時 35 分)

令和元年11月26日

那珂市議会 議長 君嶋 寿男